

招集期日 平成24年4月20日（金曜日）

招集場所 入間市庁舎（B棟）5階第1委員会室

開 会 4月20日（金曜日）午前 9時31分

閉 会 4月20日（金曜日）午前11時51分

出席委員	委員長	駒井 勲	副委員長	宮岡 幸江
	委員	安道 佳子	委員	吉澤 かつら
	委員	永澤 美恵子	委員	山本 秀和
	委員	向口 文恵	委員	横田 淳一
	委員	小島 清人		

欠席委員 な し

委員会に出席した事務局職員	都 築 敏 夫	齊 藤 光 明
	高 山 勇	玉 井 栄 治
	町 田 秀 紀	佐 藤 大 輔

△ 開会及び開議の宣告（午前 9時31分）

委員長 おはようございます。ただいまの出席委員は9名であります。定足数に達しておりますので、これより議会改革特別委員会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

△ 議事

委員長 それでは、次第により進めてまいります。

1の議員間自由討議についてを議題とします。

この件につきましては、4月13日に副委員長を中心としたワーキンググループで試行する際のルールについて協議され、本日その案がワーキンググループより提出されましたので、その概要について副委員長より説明をいただきたいと思っております。

宮岡副委員長、お願いいたします。

宮岡幸江委員 皆様のお手元に行っていると思っておりますけれども、訂正がなかったので、そのままファクスしていただいたとおりの文言ですよね。ワーキンググループでこの間話し合われたことでまとめましたので、報告します。

1番、運用について、委員会に限り実行。常任委員会、予算、決算の委員会。

2番、討議開始は質疑の後、討議時間を設け討論に入ることになります。質疑終了後、討論開始前に委員長または委員が発議する。

3番、討議時間は1案件につき原則30分以内とする。ただし委員長の判断により延長することができる。

4番、会議の傍聴。傍聴を可とする。

5番、記録。参考のため会議録を作成する。これは、その後何か不都合のこととか、もう一度確認したいときに見るためです。

執行部のほうは、原則在席とし、必要に応じて発言を求める。

ということで、この6つのことをワーキンググループのほうで話し合い、決めました。

以上です。報告いたします。

委員長 ありがとうございます。

ただいま副委員長から報告を受けましたが、この件について委員のご意見をお伺いしたいと思っております。ご意見がありましたら、お願いしたいと思っております。

〔発言する人なし〕

委員長 特別ないですか。それでは、このワーキンググループ案を議長に報告し、議長より代表者会議あるいは議会運営委員会に諮っていただきたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

永澤委員。

永澤委員 ワーキンググループのときに確認したのですけれども、ここに書いてないのですが、一応6月定例会を対象にというふうに私のほうは認識していたのですけれども、それでよろしいですか。

委員長 宮岡委員。

宮岡幸江委員 議員間自由討議試行に際しなてので、試行はあのとき決まった以上、次回からということになると、6月からであると思うので、あえて書きませんでした、書いたほうがよろしいのでしょうか。

委員長 永澤委員。

永澤委員 話し合ったときに、一応6月議会でやってみて、それでまた何かあった場合には変更するというような認識だったのですけれども、ちょっとそれ一文書いていただき……決まった、決定ではないというか、6月議会での運用の仕方というふうに、ちょっと認識をしていたのですけれども、その点、それでよろしいかどうか。

委員長 宮岡委員。

宮岡幸江委員 あえてここに書かなくても、試行に際しての実施要項ですので、別にいいのではないかと私は判断するのですけれども。

委員長 それで、今ちょっと話が出ましたけれども、6月、議長報告して、議運にかけて、6月議会からやる格好になると思うのですが、そのときに出た、例えば直したらどうかというふうな、意見が出たときにはそれはワーキンググループでやっていただくような格好でいいのですかね。

〔(一応ここへ、委員会へ持ってくるでしょう) と言う人あり〕

委員長 委員会へ戻してね。

〔(それから委員長のほうからこっちへ、もう一回ワーキングでやったほうがいいんじゃないのってなるか、皆さんでやるかはそのときにまたやればよろしいんじゃないですか) と言う人あり〕

委員長 特別議運でやるということではなく、こちらに戻してもらってということで……

〔(議運からこっち来るのかな、どうなんだろう) と言う人あり〕

委員長 その辺のところは事務局で何か案ある。

玉井主幹。

議会事務局主幹 先ほど宮岡副委員長がおっしゃられたとおり、また何かあればこの委員会でもんでいただいて、それでまたワーキンググループでやるのか、ここで改正なり補正されるのか、その後また結果が出ればまた議運のほうにお戻しして、議運でまたその6月以降ですから、9月議会、12月議会というような形でやられていくのかなというふうには思っております。

以上です。

委員長 わかりました。

それでは、試行に際していろいろ問題が出たら、もう一度この改革委員会に戻していただいて、皆さんで協議をし、また協議がまとまり次第議運のほうに戻して運用を図っていただくというふうな形をとりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔(はい) と言う人あり〕

委員長 はい、ではそうさせていただきますと思います。

高山主幹。

議会事務局主幹 ちょっと、今気がつきまして、漏らしたということではないのですが、このワーキンググループ案の実施要綱の前提としまして、休憩中に協議会として実施するということは、この本委員会のほうで決まっていた事項だったので、あえてこれには書いていないのですが、それを明記したほうがよろしいのかどうかというところなのですが。

委員長 協議会ということだと思いますので、それを入れておいたほうが、休憩中の協議会においてこれを実施するというふうな形を入れておいたほうが、ここでは前提になって皆さんわかっていると思いますが、議運のほうに持っていったときに、それが前提が前提でなくなってしまうと思いますので、入れておいていただいたほうが、その辺はどうですか。

宮岡委員さん。

宮岡幸江委員 それで、それがないと、さっきの記録が、参考のため会議録を作成するというのが、おかしいなど。

委員長 高山主幹。

議会事務局主幹 まさにそのとおりで、参考のため会議録作成するというのは何のことだというような形になってしまいますので、例えば2番の質疑終結後、討議、討論開始前に委員長または委員が発議するの下の行かなんかに、休憩し、協議会として開始するとか、休憩中の協議会として実施するとか、そのような文言をそこに入れたらどうかと思うのですが、いかがでしょうか。

委員長 はい。そういうことでよろしいでしょうか。

〔(はい、入れてください) と言う人あり〕

委員長 異議がないということで、そのようにお願いしたいと思います。

ほかにありますでしょうか。

〔発言する人なし〕

委員長 いいですか、あとは実施してみて、いろいろ出たらまた協議していただくということで進めていきたいと思います。

ワーキンググループの皆さん、大変お疲れさまでした。ご苦労さまでした。

それでは、次に2の一般質問の試行についてを議題といたします。この件につきましては、前回の委員会で持ち帰りとなっていましたので、各会派より検討結果の報告をお願いしたいと思います。

保守系クラブ、お願いいたします。

横田委員。

横田委員 5分延長、最大75分というところ、5分というのを保守系クラブのほうから提案したと思うのですが、やはり前回の時間ですね、60分制と選択制というのを、この2つを全部見まして、会派の人間と。だんだんやはり執行部のほうに答弁を簡潔明瞭にということによって、短くなっている事実があり、一番長くても10分行っていないということですので、運営等を考えてもやはり10分まで、前回は5分ということだったのですけれども、最大70分でいけるのではないのかというようなことで、ぜひ70分ということやっていただきたいと、違いますか。済みません。70分という話も出たのですが……

委員長 ちょっと休憩します。

午前 9時41分 休憩

午前 9時41分 再開

委員長 再開したいと思います。

かわりに小島委員、お願いしたいと思います。

小島委員 この間も皆さんのほうから、うちのほうはもう形式どおり、このままで60分ということを通してまいりましたので、試行という部分をとっていいのですよね。ちょっと……

委員長 小島委員にかわりまして、宮岡委員、お願いします。

宮岡幸江委員 保守系のほうの全体での話は、試行をやっている中で答弁者のほうの時間も大分皆さんこの間の第1回定例会のほうの資料をいただいたように、長くても40分、ということはこれはお互い30分、30分でできるのではないかというのがうちの会派のほうのほとんどの人の話でした。

それで、以前も言いましたけれども、1時間以内で質問、答弁終わるのが、議員の質にもかかわってくるというか、そのくらいまとめられないでというものもありましたし、いろいろなお話の中で、あとは答弁のほうか、長くなっても譲れても35分ではないかというふうなことで保守系のほうはお話がまとまりました。

〔(で、試行を何とかするんでしょ) と言う人あり〕

宮岡幸江委員 で、試行を外すという、試行は、それで……今までも皆さんのほうで答弁と質問と分けて60分、45分やってきたので、これからこちらからの提案とすれば30分で30分の……

〔(35分) と言う人あり〕

宮岡幸江委員 35分の答弁ができるかどうかというのを試行してもらいたいということです。答弁者のほうに、45分ではなくて35分で、質問者は30分、答弁者のほうも今まで45分以内にとっていたのだけれども、35分でやってもらえるようなことができるかどうかを試行してもらいたいと、1度そういうふうな、逆にそっちのほうの試行もやってみてもらったらどうだろうかというふうなことで、話がまとまりました。

委員長 そういうふうな形ということですね。

次に、では公明党入間市議団さん、お願いしたいと思います。

永澤委員 基本的に変わりません。

それで、私実は埼玉県議会のほうにもお聞きをしました。あちらは、第1回目の質問30分、第2回目の質問10分だったかな、3回目が5分ということで、答弁は制限なしということで、やはりそれは考え方として一般質問というのは議員が与えられた最大の主張する権利であり、答弁を短くすることでスムーズな議会を目指すのか、それともやはり私は答弁を制限してしまうということは、先ほどお答えしたとおりですというようなことで、執行部のほうが答えなくてもいいですよということを反対に議員のほうからあえて言っているような、そういうニュアンスにも聞こえるのではないかという危惧があります。

やはり、前回の山本委員の発言にもありましたけれども、答弁を短くすることで持ち時間の30分が反対に確保されない場合が出てくることも考えますと、やはりこちらも努力はしますけれども、執行部に努力しろということではなくて、こちらの努力によって最大75分あるけれども、できるだけ短くということ而努力目標とするべきであって、あえて余り執行部の答弁のほうに制限をかけるというのは、こちらの議員としての権利をこちらから放棄しているような、そういうふうにもとらえられてしまうのではないかという危惧がありますので、ぜひともこれは私たちのほうは最大75分というのはぎりぎり譲れないところであります。

というのは、一番最初に持ってきたときに、質疑35分を30分のところまで譲っての上での試行だったように認識しておりますので、ここは変わりませんので、よろしく願います。

委員長 次に、日本共産党入間市議会議員団さん、お願いします。

安道委員 うちのほうでも、やはり最大75分、これは確保したいという考え方は変わりません。今もありませんけれども、やはり一般質問は私たち議員に与えられた一番議員として市民の声を代表として届ける一番の機会なわけですから、その機会を最大限に生かしていく。

それで、答弁なのですから、どうしても出入りがあつたりとか、内容、聞いていることに対して数字が多かつたりとか、いろいろ答弁によってもどうしても必要な時間もあるのだと思うのですね。ですから、それをむしろ制限を加えてしまうというふうなことは、市民にとっても見えにくいといえますか、やはり先ほどもありましたけれども、むしろきちんと

答えていただくというのが本来である。もちろんできるだけ簡潔に議会運営をする上で協力してくださいということ、これまでも要請してきたわけですから、その基本の上に立って答えるべきところはきちんと答えていただくというふうなことでやったならば、75分は最大限ですので、今回もそこまで行っていませんので、そういった点では今協力して改善に向かっているというふうにとらえて、これを試行を外して実施というふうな形で前へ進めていっていただきたいというふうに思います。

委員長 次に、みらい市民クラブさん、お願いします。

山本委員 うちとしても意見は変わりません。基本的に片道30分とかいうくりにした場合には、答弁無制限というの基本だと思うのです。時計2つ使うというケースも見受けるケースが余りないものですから、国会はあるみたいですが、あれはNHKのテレビが入っているからだという話も聞きますから、それでいくとうちのケーブルテレビのレベルで、かついただいた資料を見ていて大体出っ込み、引っ込みで1人当たり1時間程度でそんなに議会の会議時間そのものが延びているというのを見受けられないので、議会運営上問題があるとも思いませんから、これは基本的にはこのまま定着させていただきたいという部分ですね。

永澤委員からもお話しありましたが、県議会、回数制限ありますけれども、あちらは。いずれにせよ、答弁時間無制限という形で組まれている状況を考えますと、こっちとしても願わくば答弁時間の制限は外したいぐらいのところですから、これ、譲歩した形で45分ということで線を引くところで折り合いがついている話なので、これ、さらに縮まるというのはちょっとこちらとしてはいかがかなという印象を持っていますので、ぜひこのまま定着をさせていただきたいということで、うちとしてはそういう見解です。

委員長 ありがとうございます。

保守系クラブさん、何かありますか。

〔(ありません) という人あり〕

委員長 小島委員。

小島委員 こちらのほうも先ほど宮岡副委員長がおっしゃったとおり、また同じようなことになってしまうのですが、やはり試行をとるということに関しては、保守系でも賛成なのですが、やはり1回だけ、先ほど宮岡委員が言ったように、やはり60分でまとめられるのも議員の力ではないかということもあるのではないかと。それと、ここのところを見ていると、どんなに長くてもやはり15分ではなく、大体1時間5分前後で終わってしまうので、そのところはもう一回強く皆さんの前に訴えてほしいということで、私たち代表者として託されましたもので、できましたらあえて65分以内で、1回だけでもいいですから試行でやっていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

委員長 1回だけでいいですから、試行をさせていただけないかというふうな話なのですが、いか

がでしょうか。ご意見がない……。

山本委員。

山本委員 議員の側のインタビュー技術の向上という部分が論点としてあるのは一定理解するのですが、要するに全くかみ合わない話を3回、4回、5回と押し問答しても、極めて不毛な論争であるというのは理解はするのですが、そういった部分は、ただ自分のしゃべれる時間も30分しかない中での話なので、押し問答すれば自分が損する話ですから、インタビュー技術の問題として。

現状、これ見ていても、いただいた資料を拝見していても、大体与えられた片道30分の枠の中で全部聞かれているか、時間が切れているかということなのだろうなというふうに思いますので、これ10分縮めてやってみることにメリットが見えないのですよね。かえってやりにくくなりましたねという部分の答えをあえてやってみて、実感して、それで次何が出てくるのだろうという部分もあるかと思うのですよね。

これ、現状15分延びて1時間15分で試行でこれ、かれこれ大分定着している状況の中で、あえて10分縮めて一遍やってみて、不便な思いをすることのメリットがちょっと見えてこないなという部分なので、ちょっとその辺何かこれ、10分縮めてやってみることでいいことがあるのだったら、ちょっとご教示いただけるといいなというふうに思います。

委員長 宮岡委員。

宮岡幸江委員 いいとか悪いとかは、やってみないとわからないと思うので、実際にはやらせてもらいたいというのが幾人かいるのだから、1度やらせてもらったらどうなのでしょうかねと私は思うのですけれども。というのは、これは質問者は、つまり議員のほうには今までどおりということであって、お願いするのは今度執行部側に今まで45分とあったのだけれども、35分以内でできるようにお互いに文書を整理しながら答えてほしいというのを、今度もう一回言ってみるというだけだと思うので、これいいか悪いかわかりませんが、だめで、「もっと45分のほうがよかったじゃない」と言われれば、それでまたうちのほう持ってかえ……何て言うのかしら、ほかの議員にも言えますし、ですので、ぜひ1回やらせてもらえればというのがあります。

委員長 山本委員。

山本委員 長いこと往復1時間でやっていたので、お話し聞いてわからないでもないのです。そういう部分もあるなあというのは、確かに思うのですけれども、ただ今いみじくもおっしゃられたのだけれども、私が30分しゃべることが目的で一般質問やっているかと言われたら、私必ずしもそうではないという部分があるわけですよ。やはり質問だから、当然問答だから、答えがあって、答えが欲しくてやっている部分ありますので、答えの時間がぎゅうって縮まってくるということになると、考えられるのは2つかなという、1つは、答えが乱暴になる、

もう一つは、その答えを確保するために自分がしゃべるの控えなければならないという、要するに聞きたいことが聞けなくなるという、道筋としてはちょっとこの2つぐらいしか考えられないので、それが果たして、さっきもありましたけれども、議会として仕事していく上に当たって、それがいいことかどうかという話なのだろうなという気はします。

片方で、全体の会議時間の縛りであったり、あと議員のインタビュー技術の問題として、要するに不毛な押し問答がだらだら続いたり、一方的な駅前でやっているような演説みたいな話が延々かみ合わない状態が続くのがいいことだとも思いませんから、その部分の兼ね合いだと思うのだけれども、やはりどういう形で展開するかはその人が決めることだとも思いますので、余り縛りかけるのもどうかとも思うから、おっしゃりたいこと根底の部分はわからなくはないのですが、ちょっといまいち見えてこない。もうちょっとご説明いただけるとと思いますが、はい。

委員長 宮岡委員。

宮岡幸江委員 皆さんのお手元にもある第1回定例会の一般質問の時間で、30分の試行の方たちの質問が29分、29分、30分なりやっていますけれども、答弁者のほうは30分いたり26分だったり、31分だったりというふうに、かなりそれほど30分の質問、質問者がしていても、答弁のほうがかみ合わないというか、短いから次の質問ができなかったということでは、これを見る限りはないと思うのですね、これの答弁者がこの時間でも質問者はちゃんと30分できている、逆に言わせれば。ではないのかなと、今やりとりだから答弁が短かったら30分時間があるにもかかわらず、できないのではないかというのはちょっと違うのかなと、今この1回目のこの数字を見る限りはそう思ったのですよね。

ですから、うちのほうも説得するに当たっても、お話し合いするにも、1回これをやって35分というのでやらせてもらって、それで、そんなに違わないと思うのです、答弁者のこうやってみると。ですので、1回やらせてもらって、それで次を決めるというのはいかがなもののございでしょうか。

委員長 いかがでしょうか。

横田委員。

横田委員 それでは、これ35分以内ということで、1回やってみて、それで執行部の答弁のほうも、もうちょっと詳しくやってほしいのをもっと短くしたとか、そういうのも含めて1回試しにやってみて、またここでもう一度お話をしたらいいのかなというふうに思います。

委員長 いかがでしょうか。

山本委員。

山本委員 前回自分が一番長かったものですから、ほぼ1時間10分やっていますので、テーマの設定の仕方によってはこれでも時間足りなかったりするのですよね。私の場合も、自分の持ち時

間なくなっていましたので、そういう部分の中でやっていますので、これ、大きな争点になるようなテーマでやった場合には1時間5分だとかなりきつくなるのかなというのが、自分自身やっているの印象の部分としてあるのですよね。

それで、4年間で16回しかできない機会のうちの1回について、貴重な1回ですので、お試しなので、ここまでお試しでやってきている部分もありますから、おっしゃっていることがわからなくはないのですけれども、ちょっとリスク大きいなという、やっている側としては正直思うところなのですよ。変えてほしくないなというのが正直なところなのでも、はい。

委員長 ほかの会派はどうでしょう。

暫時休憩しましょうか。ちょっと10分間、10時10分まで暫時休憩したいと思います。

午前10時00分 休憩

午前10時10分 再開

委員長 会議を再開いたします。

先ほどに引き続いて、一般質問についてを議題といたします。

保守系クラブさん、何かあればお願いしたいと思います。

横田委員。

横田委員 この35分で試行していただきたいというお願いなのですから、さっきもちょっと言ったのですけれども、答弁のほうをやはり35分で1回試行してもらって、その内容を、質問のほうは変わらないわけなので、内容を見ていただきながら、この35分ぐらいで簡潔明瞭な答弁をしてもらうというふうに議長のほうから執行部のほうへのお願いということになると思うのですが、そのようにしてもらいたいという、1回試させていただきたいということが会派の中で大きく話が出まして、中には60分という方もいるのですが、以前のようにですね。ただ、1回何しろちょっとやらせていただいて、その様子を見て、会派のほうで決めさせていただきたいと思いますので、何とかそれをやらせてもらいたいと思いますので、ぜひよろしくをお願いします。

委員長 保守系クラブさんからは、1回試行をお願いしたいというふうなご意見が出ましたが、ほかの会派はどうでしょうか。

永澤委員。

永澤委員 非常に大きな問題だと思います。簡単に試行を、今1年間近くもう試行をしているわけですよ。それで、この数字の中で、例えば1人でも65分内で終わっていない方がいらっしゃるということがあれば、私はそれは残すべきだということが前提にあります。

例えば試行するということは、6月定例会のその方の権利を65分に限るというふうにする

内容になりますので、例えばそのときに大事な質問をして、きちっとした答弁が得られずに、また答弁が、それは努力によってもここだけは言わなければ話がまとまらないとかいう話というのは多々あると思います、質問の内容によって。そのときに、執行部側もそれを制限して話をしたために、答弁が要領よくということよりも、全部が言い終わらずになってしまったという可能性もありますし、その答弁を聞いて、もう一回聞きたかったけれども、35分になってしまったので、こちらの質問が短くなってしまうというようなことも起こり得るというリスクを背負っての試行になるというふうに考えます。

本当にこれ、議会改革を今行う、日本全体で議会改革を行っていることの目的をもう一度ここでちょっと再確認をさせていただきたいのですけれども、この前も言ったのですけれども、スムーズな議会運営のために議会改革をしているのか、本当に議員一人一人がやはり市民に対して、議会が必要か否かということを問われているこの時代に、議員の質を上げる議会のための議会改革なのかをもう一度考えなければ、この1つとっても今簡単におっしゃる試行というのは、非常に危ない話だと私は思っています。

ですので、もしどうしてもそれをやるのであれば、それこそ私たちだけでは決められませんので、1度持ち帰らせていただくか、そういう形にさせていただきたいと思います。ただし、6月に例えば1時間5分ですべてが終わったとしても、たまたまそのときはそこで終わったというだけであって、それに対してだからいいですねという論理にはならないということだけは言わせていただきたいと思います。

これは、ちょっともう本当1年以上ですね、これだけでやっていますので、ぜひとも次回はもし、もしこれを論じるのであれば、本当に最終的には決をとっていただきたい、このように思っております。

委員長　　そういうふうなご意見がありました。

あと、共産党さんは。

安道委員　　うちも基本的には、これまで言ってきたとおりです。

今回、答弁35分、全体65分ということで試行したいというふうなお話ですけれども、今も永澤委員からもありましたけれども、やはり何のための議会改革なのかというふうなところの基本線というのはやはり私たちはいつもそのところに立ち返って、こういったことは決めていかなければならないというふうに思っています。そういった点では、開かれた議会目指そうと、市民のための議会目指そうというふうなときに、そこに制限を加えていくというのはどうなのだろうか。

私たち、努力によって随分時間については頑張ってきているというのはこの間の流れだと思うのです。それで、時間にそんなに縛られる必要があるのだろうか。正直なところ、そんなにとんでもなくはみ出したりというようなことはないわけですよ、基本として。です

から、最大限努力をして、こういう数字が出てきていて、多少の延びた分についてはむしろきちんと答弁を聞きましょと。市民にもお知らせしましょというのが本筋なのだろうと思うのですね。そこで、いやいやあと5分縮めましょ、10分縮めましょというところに、何の意味があるのだろうか、正直思います。むしろ、うんそのぐらいの柔軟性あっていいのだろうかというふうなところを私は個人的に思っています。

ただ、今回試行ということですので、ただうちの場合で見ますと、ぎりぎりですべてやっていますので、ですから時間見ますとね、これまでの経過を見ますと。だから、やはり1回持ち帰って、会派で35分という案が出ているけれども、どうでしょうか、やはり諮らなければいけないと思っています。それで、仮に1回試行してみても、ああ、できますねということで、それが、ではそれでやっていましょというふうな方向に行きかねないという懸念も、先ほどもありましたけれども、思っているところです。だから、そういったところで言うと、本当に原点に戻ったときに、議会改革とは何ぞやと、議会はだれのためにあるのかというふうなところをもう一回きちんと押さえた上でやはりやっていくべきであろうというふうに思っています。

委員長 次に、みらい市民クラブさん。

山本委員。

山本委員 大体出尽くしているのですけれども、基本的にほかにこういう形でフレキシブルに政策論議する、理事者に対してですけれども、政策論議する場がほかにありませんので、よその議会と違って。ここしか場がない中で、広げていくほうの試行は比較的簡単に合意とれるし、その部分の試行することについて文句が出るという話は余り聞かないのですけれども、これ縮めるほうの話は重大でして、やはり10分縮めるということで、テーマの選定が制限をされるか、あるいはどうしてもこのタイミングでないとやらなければいけないからとやって、10分縮まっているとこでどぼんするか、4年で16回、地震で1回飛んでいる議員がいますから、15回しかできない状況の中で、1回どぼんするかもしれないというリスクを背負ってやるというのは極めて、そちらのほうで合意形成難しいだろうなという印象を持っています。ご提起があったので、1回は持ち帰らせていただこうとは思いますが、同僚議員の意向も聞かないといけませんから、ただうちとしては恐らく答えは「ノー」だろうという、お話をしてみますけれども、多分無理だと思います。ということで、どうしてもということであれば、持ち帰りはさせていただきたいと思います、はい。

委員長 今、どぼんするって、反問権ではないけれども、どぼんするというのは。

はい。

山本委員 済みません、俗語使ってはいけませんね。要するに、時間不足になってしまうと、最後まで質問がたどり着かないままベルが鳴ってしまつて、議長に制止されてしまつて、質問が成

立しないとか、最後一番まとめるところ、順番にやっていって、最後話を落とす部分のところができないまま終わってしまうとかいうような話になってしまうと、政策形成上、最後の結論の部分が出てこない質問というのは、やはりその後違った影響を出してしまう可能性もありますので、一つのストーリー立てで皆さんやっている話だと思うから、きちっと終点まで行ける状況というのは確保していただかないと、やはり答えが欲しくてやっているという部分でいくと、時間が縮まることで最後まで行けなくなるとか、もちろん前もって言っているのだから縮めろやという話なのかもしれないけれども、そうすると今度そのテーマ自体がやれないかもしれないという話になるリスクを背負っての話になりますので、ちょっと極めて慎重に考えざるを得ない話だということでご理解いただければというふうに思います。

委員長 はい、わかりました。

一応、皆さんの意見の中で提案が出たので、一応持ち帰りというふうなご意見もありましたので、一応持ち帰っていただいて、ご協議をしていただいて、次回には結論を出す方向で進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

次回と言っても、議題にする次回ということで、ちょっと会派の調整をしないと、集まる時間の調整もしないといけないので、6月議会には支障のないような範囲で進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと。

ここで、ちょっと気分転換のために10分休憩させていただきたいと、皆さんここで待っていたようですので、10分休憩させていただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

午前10時22分 休憩

午前10時31分 再開

委員長 会議を再開いたします。

それでは、次に大変重要な議長からの提案でもあり、今まで議題にもなってきた中で、議員定数、議員報酬、それに議長の任期とか立候補制、その4点が議長より提案されているわけですが、その中でも特に選挙とか、来年の春は選挙がありますし、重要な内容になっております。定数と報酬についてを議題といたします。この件につきまして、前回の委員会で持ち帰りとなっていましたので、各会派より検討結果の報告をお願ひしたいと思います。分けていきますか、定数でいきましようか、いいですか。

永澤委員。

永澤委員 議員定数の期限というのは議長の、そこは……

委員長 議長のほうの話で、できましたら本年12月までには何らかの検討結果の結論が欲しいというふうなことでいいのですよね、はい。ということでございます。

それでは、最初に保守系クラブさんからお願ひしたいと思っております。

小島委員 議員定数につきましては、前回は保守系クラブとしては22名、このままの状態をお願いをしたいということです。これも、資料をこの間のときに2ということでもいただいた中でも、議員1人当たりの人口、議員1人当たりの面積を考えても、埼玉県の中でも妥当な線というよりも、もう少しふやしてもいいのではないかというような計数が出ていると思います。それを考えますと、これ以下に減らしても、結果的には悪影響のほうが多いのではないかと。今、実際に自分たちも一人一人、私たちが議員として地元の声を聞く、それと余裕を持っていろいろ耳を傾けたいと思いますと、やはり22という定数がぎりぎりの線で、この定数でいいと思います。逆にあと2人ぐらいふやしてもいいのではないかというような感覚もありますし、人口当たりのことを考えても、この間も山本委員が1万人に大体1人だと、15から16人と言いましたが、そこまで極端にいつてしまいますと、本当に目が届くかどうかということがありますので、この22で今回はお願いをしたいと思います。

委員長 次に、公明党さん、お願いします。

永澤委員 うちのほうでも、前回は合併協議会においての、合併が行われた場合の狭山市、入間市で36人、入間市分として18人というのが合併協議会の中で議論されたので、その数字は負わなくてはいけないのではないかとというようなことを言わせていただきました。その後、ちょっと私のほうでも合併協議会の内容とどういう経緯でこの18という数字が出てきたのかということや会議録等読ませていただきました。そして、会派の中でもさまざまな意見が出たのですけれども、やはりこの前局長のほうからも言われたように、どうしてその数字なのかということの位置づけという形で考えますと、この会議録の中ではなかなかどうして18が適切なのだということよりも、30万人都市になったときの所沢市と比べてという話で、入間市として適切な数字というところまでは議論がされていないというような状況がわかってまいりました。

それで、今回議長のほうから12月までに何らかの結論という話であるならば、前回は申し上げましたけれども、定数に関してはきちっと市民の意見を聞いたり、研究をしていく時間というのはちょっと半年だと結論を出すまでには時間が非常にないのかなというふうに思っています。最終的には、幾つが正しいのかというのは、議論をきちっとした上で、市民意見も聞きながら時間をかけるべきではないかという結論に達しています。

ですので、今回皆様のご意見を聞きながら、12月までの結論という意味でどういう数字がいいのかをまた改めてここで皆さんのお話を伺わせていただきながら、結論を出していきたいというふうに考えております。よろしくお願ひいたします。

委員長 ありがとうございます。

次に、共産党さん、お願いします。

安道委員 うちのほうでも、先ほど保守のほうからもありましたけれども、22というのがもう限度い

っぱいというふうなことで、前回資料を出していただきました全国の定数に対する入間の位置づけ、県内の位置づけというふうなことで、これを入れかえまして、定数の順位どおりで入れかえていただいたのが、つくっていただいたがあるので、それ資料として皆さんにお願いしたいのですけれども。

委員長 よろしいでしょうか。

〔(はい) と言う人あり〕

委員長 はい。では、資料を、共産党さんつくった資料を出していただきたいと。

〔資料配付〕

安道委員 これで見ただけでもわかりますとおり、改めて入間市は全国の水準でいきましたが、全国の中で4番目に削減していると。こういった13万から17万の人口でいくと4番目に入間は定数を削減しているという実態が見えてきます。埼玉県内でいうと、狭山に次いで入間なのですよね。ですから、埼玉県の中でもこの定数の削減はトップクラスになっているというふうな状況で、全国的にはここまで定数削減を進めてきているという状況でいきますと、今改めてまたここで定数削減をする必要があるのだろうか。さっきもありました。むしろ2名ぐらい増員するぐらいではないと、私たちは十分に市民の声を吸い上げていくというふうなことも厳しいのではないかという意見もありましたけれども、全く私たちもそういった認識に、この表からもそういうふうなことを感じたところです。ですので、削減という点については、やはりこの22以上にはもう無理であるというふうな会派でそういう話になりました。

それで、やはり定数の問題については、結論を急ぐのではなくて、じっくりと話し合っていく、あるいは議会改革の中で議員の役割はどうあるべきかということについては、今後全体の中で、この特別委員会のみではなくて、全員協議会などで講師の先生を招いて、もっと研修していくというふうなことがむしろ必要ではないかというふうなことが出ました。

委員長 ありがとうございます。

次に、みらい市民クラブさん、お願いします。

山本委員 うち2人で、それぞれこの部分については全く意見が違いますので、前回と同様両論併記になるのですが、前回申し上げましたとおり同僚議員の意見としては市民アンケートの結果を尊重して決めるべきであるという主張です。私見として申し上げれば、今の段階で市民アンケートをとれば、減らせという答えが多数を占めるのはもう目に見えていますから、減らす方向であるということになるかとは思いますが、そういう意見があるということも留保させていただいた上で、私の意見として申し上げますと、要するに地方分権あるいは地域主権という流れが進む中で、議会としての職責、位置づけという部分も大きく変わらざるを得ない状況にあるのは、委員さん皆さんご承知のことだろうというふうに思うのです。

そういう部分でいきましたときに、類型として考えられるのが結局専業、常勤という言い

方を先回して、ずっとデスクワークなのかという部分で誤解されている向きもあるのですけれども、フィールドワークも当然含む形での、專業という意味合いでのほぼ準常勤みたいな形ですよ。在庁義務を課すものではないのですけれども、それで専門職的な位置づけ、要するに経営判断を迫られるわけですから、予算とかの議決、まさにそうですよね。経営判断を我々担当するわけだから、そういう部分での専門的なスキルを持った議員さんを集めてきて、そういう形で運営していく議会というのが一つの姿、もう一つは、矢祭町みたいな形ですよ。審議会型の議員さんですよ。兼業で、もう自転車こいで夜出てくるとか、日曜日にやるとかいうような形で報酬もそのかわり日当制ぐらいのレベルになりますよみたいな形の議会か、2つの類型があって、その間のどこでバランスをとるかという話になるわけで、そういった部分でいったときに、私としては前者のほう、専門職的な位置づけによる、少数の議員による議会というものをきちっとつくる、会社でいうところの取締役会みたいな形ですよ。そういった形の議会というものを考えていく必要があるだろうと。財政も厳しいですし、財政が厳しいから議員を減らせと言っているわけではなくて、財政が厳しいからこそ難しい経営判断を迫られるので、その部分の議決の責任にたえられる、そしてそういう部分について全体の奉仕者としての職責を果たし得る人という条件になるのだろうと私は思っています。

そういう部分でいくと、お隣町が人口35万人弱で36人の議員さん抱えていられる状況で、ではうちの半分しか民意が反映されていないのかと言えば、そういうことではないわけですから、うちのまちの状況に合わせた人数を考えればいいのだろうということだと思っております。その部分でいくと、人口1万人に1人程度の議会で、それなりの身分保障をきちんとした形でそれなりの高いスキルを持った人に集まっていたりするような条件を整備するという方向性を持った上で、あとは社会経済状況を見ながらタイミングを図ってそっちの方向へ進んでいけばいいということだろうと私は考えています。

議会運営としての面から見ても、これいただいた資料が13万人から17万人の規模の自治体ということでご提示をいただいておりますが、人口12万5,000人で議員の数17人というところもあるわけですから、それでいくとうちよりもあれですよ、議員1人あたりの人口が多いという状況になるけれども、そういうところが議会改革先行していたりするわけで、そういった部分も勘案しながらいくと、お隣がどうだからということよりは、うちのまちとしてどういう形の議会をつくって、どういう人をリクルートするのかという部分をきちっと詰めた結果、幾人が最低必要なのですよというロジック立てをしていかないと、また陳情が出てくるという話になるのだろうと思っておりますので、お隣が幾人だから、うちもあと2人ふやすだとかいう、議論としては成立するのだけれども、考え方としてはあるのだけれども、それで市民説得できますかという話だと私は思う。

だから、議会改革の取り組み、市民とのかかわりの部分も含めてしっかりやりながらの話にはなるけれども、その部分どこまで到達できるのかなという話だろうと私は思っています。ただタイムスパンの問題として、冬までに合意がとれるかというのは、市民の意見も聞かなければいけませんし、非交渉団体の議員さんのご意見も聞かないといけないから、タイムスケジュール的に冬までに答えが出るかどうかというのは微妙なところだし、拙速に決めるのがいいことだとは思いませんから、その辺きちとロジックが立つ形で議論をしていくということが一番大事なのだろうというふうに思います。うちのまちの議会のあり方がこうで、最低何人、それを実現するには最低幾人必要で、それを維持するためには幾らのお金がかかるのかという部分をきちと煮詰めていって、市民に提示をしていかないと、幾人にする、22のままにするにしても、そのロジックはきちと踏んで説明をしないと、市民の納得が得られないだろうと思いますので、一つの考え方として提示はさせていただいていますが、16でなければだめだという議論をするつもりはないので、その部分をお含みおきいただきたいというふうに思います。

委員長 ありがとうございます。

今、いろいろ各会派からご意見が出ました。他市と比べては、共産党さんからここにある表のようになってきますし、また今の話の中では他市と比べるというよりも、この入間市としての根拠、人数がそれだけ必要な根拠、そういうものはどういうふうなところにあるのかというふうなことも言われております。一応、他市と比べるとやはり人数的には少ないというのは、この表のとおりですが、その根拠について皆さんの考え方があったら、その辺のところを話し合っていきたいと思うのですが、どうでしょうか。

宮岡委員さん。

宮岡幸江委員 今、一番山本委員が言ったのすごいいろいろなことを言われたのだけれども、結局今お話しになった中のみんながここで決めるのは定数、求められているのも入間のこの人口でこの文化と、それから社会性やなんかの広さ、いろいろなもと考えたら何人がいいのというのを今言っているわけではない。それをそういうふうにして決めるべきだとおっしゃったわけでしょう、今。それで、その結論から言ったらば、山本委員からすると、人口1万人で十五、六人というか、そこら辺が妥当ではないかというふうに、結論的にはおっしゃったのかしら。ちょっとそここのところがわからない。

委員長 山本委員さん。

山本委員 私の意見としては、人口1万人に1人プラス議長、採決に加わりませんから、それを入れれば16人ぐらいですよというロジック立てで、自分は考えています。ただ、それを自分だけが正しくて、ほかが間違っているという議論をするつもりありませんので、当然ほかの見方があるというのは前提として議論させていただくけれども、要するに議員の公務の範囲と

いうのをどこまでとるかという、それは地域の声を聞くという別に私やっていないわけではないし、私ずっと机にかじりついて本ばかり読んでいるわけではありませんで、見え方はいろいろあるだろうけれども、それは住民である以上地域の中には当然それぞれの議員さん、それぞれのかかわり方でかかわっておられるわけだし、フィールドワークしないで議員活動やれるかと言ったら、それはやらないでやるというのは非常に難しいだろうと私も思いますから、そういう部分も含めた形で考えても、おおむね人口1万人に1人程度の議員さんで運営していくことは可能であると思っていますし、地域代表原理という部分の論点もあるだろうなとは思ったのですけれども、我々全体の奉仕者って憲法で決まっているわけで、自分を支持しなかった、選挙で自分の名前書かなかった人も含めて我々代表しているわけだから、特定のエリアだとか、カテゴリーの人だけ見るということではぐあいが悪い。当然あるけれども、人間だし、それは当然政治プロセスとして選挙はありますからね。

わかるけれども、全体の視野を持って自分たちの主張の部分を引き合わせてしながら、このまちに合った答えを探していく、そういう部分ってかなり高いスキル求められる部分というのは正直あると思うし、合意形成過程を踏むという部分では相当手間暇かかる話だと思います。それが担える議員さんという部分で考えたときに、社会経済状況がありますので、今いきなり報酬を上げようというのはとてもではないですけども、言えませんけれども、一つの考え方としてはそういうスキルの高い人に来てもらおうと思ったら、今より報酬高くしないときついかなという部分は正直言って思うところではあります。ただ今すぐ引き上げろとは私は全く申し上げるつもりないですけども、結局議会像としてどういうふうに焦点を当てるのかという部分から考えたときに、私はそういう経営の部分まで参画しているわけだから、それを担え得る人という部分で絞り込んでいったほうがいいたろうというふうに思っているし、うちのまちぐらいの大きさだったら絞り込めるだろうというふうに思っています。

ただ当然今とは議会の仕事の仕方変わりますからね、その部分での大変さはあるだろうとは思いますが、私はそっちへ進んだほうがいいというふうに思っています。なので、方向性としては十五、六人でいいのではないのという方向で考えてはいます、はい。

委員長　ほかにご意見ありますでしょうか。

安道委員。

安道委員　入間の場合ここまで定数を削減してきて、現在22。3常任委員会で、各常任委員会の人数でいくと7から6ですか、というふうな形でやっていますけれども、この各常任委員会この人数で入間の予算であったり、決算であったり、条例であったりを審議して、決まっていくわけですね。だから、本当に最小限、これ以上は削れない人数だなというふうに思っています。やはり市民に責任持って、十分に審議を重ねるという点では、最小限の人数までもう

絞られてきているというふうな形だと思うのですね。だから、この今3常任委員会ですけれども、これでやっていくとなった場合には、やはりこの人数は確保していかないと厳しいであろうというふうに思っています。

それから、先ほど少数精鋭、前回は少数精鋭というふうな形でお話しありましたが、私はもちろん議員ですから、特別公務員であって、全体の奉仕者、もう当然だと思っています。私自身も公務員出身ですので、全体の奉仕者はもう本当にたたき込まれたというか、いつでも何かあったとき教育、公務員は全体の奉仕者なのだというふうな、そのスタンスです。とってきていますから、もちろん自分もその思いはあります、前提だと思っていますけれども。

しかし、議会は全体に開かれているのだと思うのですね。だから、どういうふうな方が出てきてもいいのだと思います、市民から選ばれたならば。広く開かれていないといけなくて、ですから例えばこの予算書、決算書とかというふうなことにそんなに明るくなくとも、でも地域で頑張っていて、この人をぜひ自分は地域代表であったり、どういうふうな階層だったり、いろいろあると思いますけれども、あらゆる方がむしろ市民の代表として出る、そういうことがむしろ保障されていなければいけない。こういった方でないと議員にはならないのだという、そういう枠をつくるというのは、むしろ民主主義ではないなというふうに感じました。

だから、いろいろな層の方が出る機会があってよくて、それを保障されて、開かれているべきであろうと。それを選ぶのは市民のわけですよ。その選ばれた市民によって議会がつくられるわけですから、こういう人でなければならぬというふうな議員は、個人個人の中には自分の議員像ってもちろんあると思いますけれども、それをこうあらねばならなくて、そうだというふうに、それは山本委員の一つの形だとは思いますが、だからむしろいろいろな方が出てきて議論を闘わせる場であるように、むしろ保障されているべきではないのかなというふうに私は思っていますけれども。

委員長 山本委員。

山本委員 別に私、済民思想を持っているわけではありませんから、おっしゃることはそのとおりだと思いますよ。ただ我々の持っている権限と責任の重さというのを考えたときに、それを適切に行使しなかったらどうなるかという話だと思うのです。夕張見たら明らかではないですか。議会が適切に議決をし、直すところは直す、判断を変えさせるところは変えさせるといふのをやらなかったらどうなるという部分で、我々非常に思い責任背負っているというのは、これもう認識共有しているのだと私も思うのですよ。

地域代表原理だとかいろいろな幅広い層というのも片方ではあり得る話です。選挙は、基本的に一般に開かれた公開の競争によるものですから、その部分は大前提として否定され得ない話ですけれども、当然その競争条件というか、考えたときに、市議会としてのその責任の重さというか、そこの部分を認識していく中で考えていかないといけない話なのではない

のかなという気が私はするのですよ。

結局昔と違って、今もう自治体も倒れる時代になりましたからね。やはり議会が判断間違えたら自治体倒れますから、現実には。やはりそれ倒したらいけないわけですから、その部分について入り口の時点での能力って余り言いたくないけれども、そういった部分のスキルの部分というのを問うているというよりは、より高いところを目指しましょうというベクトルを共有できるかどうかという話なのだろうなというふうに私は認識をしている。そういう部分でのモチベーション維持しながら、22人いて、今審査やっていますよね。そういう状況の中で、市民から、外から見たときに、22人がではフルで、ライフスタイルはさまざまですよ。議会に出てきて議論をして、物を通すという、決めていくというプロセスの中で高い納得度得られていますかという部分、そこが今問われているのだろうと思いますので、だから一つの考え方としておっしゃるように定数変えないで、全体のスキルを上げていけばいいではないかという考え方もあるでしょうけれども、やはりもう少し競争の条件厳しくしたほうがいいのではないのかという考え方もあるということだと思っております。

これ、正邪の話ではありませんので、考え方の違いとして、私としてはより市長さんの権限が強いはと言っても、予算が通らなければ執行できないわけですから、その部分で議会の最終判断というのは極めて重いので、それがきちっと機能して、その結果、議決の結果について責任きちっとある程度負えるという認識として、いう部分に近づけていったほうがいいと私は思うから、それでいくともう少し人数絞ったほうがいいのかなという話であります、はい。

委員長 ありがとうございます。

自由に出していただいて結構ですが、ほかにご意見あれば出していただいて。

永澤委員。

永澤委員 うちのほうも、初め18という数字を出したときに、やはり論じられたのが、その委員会のやはり最低限議論が成り立つ人数というふうに考えたときに、やはり減らす減らさないという論理の中に、やはり議会運営も見逃せない1つだというふうに思うのです。それで、例えばなのですけれども、18人にした場合に、今の3常任委員会ですと6、6、6。それで、委員長、副委員長抜かすと4人ということで、果たしてその4人の中で採決をして、細かいところまで決めてしまっているのかという話になるのかなというふうには思います。そうすると、やはり定数をさわるという、今後これ以上定数をさわるということになって削減することとは、議会運営そのものの委員会のあり方とか、そこら辺まできちっとさわっていかないと、例えば2つの委員会にして、18の場合ですよ、9人、9人にして、2つずつ持つとか、4委員会にして、2つずつ持つとか、何かそういう形できちっと議論ができる委員会というものを考えた上での定数でないといけないのかなと思うのです。

それで、先ほどから私、前回からもしつこく、いつまでの結論なのですかということは何回も何回もちよっと聞いているのですけれども、要するにきょうここでこれから議員定数を論じるのであれば、ちょっと2通りにしていただけないかなと思うのです。それで、山本委員のおっしゃることもわかります。すごく議会運営今後大事な論点であると思えますけれども、では果たして次回の改選に向けての議長がおっしゃっている定数という意味でいくと、果たしてその中の、今までのそれこそ一般質問の時間だけでもこれだけの時間を要するわけですから、委員会の再編成なんてなると、とても間に合わないのではないかとこのことがありますので、ちょっと論点を2つに分けていただいて、今ちょっと私たちがきちっとした答えが出ないで本当言うのも申しわけないのですけれども、22が適切であるというのを、先ほどから皆さんおっしゃっているようにほかと比べてではなくて、この議会として、こうだからこうということでの適切な数字を22でいいのか、21がいいのか、24がいいのかというようなところを、ちょっとその辺でいろいろな意見、漠然的にはではなくて、いろいろな意見が出るのが大事だとかではなくて、その議会をこれを運営して行って、これから市民にいろいろな議会が何をしているかということを知らしめていく上でも、どういった理由で22なのかというのをもう一回議論をしながら、12月に出す結論をまず1つ持っていくべきではないかなと思うのです。その上で、今後2年、3年後にその次の改選とかを目指しての上での幾つというのが適切なのかということと、ちょっと論点分けてやっていただいたほうがいいのかなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

委員長　　今、論点を分けるというのは、22名が適切かどうかということを一応審議していただいて、それであと将来的には減らすかふやすかということとその次の論点として考えていただきたいということですかね、はい。

永澤委員　結局、今言ったように、今本当に必要な数、どれだけかという話で、例えばそれが減らすという方向になってきたときには、委員会とかの全部の、だから今の委員会、今の議会運営のままということ、12月までに変わるということはもう次回までに変わるというのはちょっと考えにくいので、今の常任委員会の中で議論が尽くせる範囲の上でという前提で、さまざまな議会改革がまだ進まない状態での議員定数という上で論じていったほうがいいのではないかなということなのだと思いますけれども、それが12月までに議長が出してくれと言った結論に結びついていくのかなと。

その上で、今度委員会のあり方とか、そういうのから行って、ではこのぐらいの人数が必要なのではないかというのでいいのではないかとか、やはりもうちょっと必要なのではないかという議論というのは、また別に議会の運営そのものも変えていく中での議論になっていくのかなと思うのです。なので、議長が今おっしゃっている12月までの結論という話になってきますと、余りここはさわらない状態での上での議員定数という形になってくるのか、ち

よつとその点の論点を整理していただいでの上で、ちょっと聞かせていただきたいというところあるのですけれども。

委員長 宮岡委員さん。

宮岡幸江委員 いや、私、議長が12月までにとされるのは、12月議会ぐらいにもし変わるのならば、これから出る方たちにもお知らせするというか、しなければいけないタイムリミットだと思うのです。3月議会というか、それではやはり自分たちだけ減らすことを知っていて、もし減らすならね。そういうことも含めると、12月までに、今言われたことがちょっとよくわからないのだけれども、私は。

12月までにこれ22がいいか、もっと下げるべきかというのは、例えば会議をもう少し日数をふやしてやっても、それは今回の選挙までに間に合わせるためにも、それは議会改革とどうのとまた言われそうなのだけれども、とりあえずはそこではないですか。そこありきで、私から言うと、議員定数というものをその間にしっかり考えていく、15万の市民で44平方キロの入間市で、それでインフラがどの程度中央がしっかりしていて、地域はまだない中でとか、文化がどの程度の中で入間市としたらば22が本当に正しいかどうかというのを、今ここでやっていって、結論がその12月までに出なかったらば、ではしようがないよねということまでであると思うのだけれども、ここで初めからそういうことなしでというか、何か余り難しく考え過ぎているのではないと思うのです。

もしそれで、私たちが議員だからこそ委員会の人数が今言われたように、市民ではわからないところが、委員会にはやはり少ない人数でいろいろなこと、大きな予算や決算決めるのって怖いよねとか、いろいろわかっているわけではないですか。議員だからこそ今人数が決められるというか、私たちから提案できる部分というのはすごくあると思うのです。だから、ちょっと今永澤委員が言われたのが、私はちょっとよく意味がわからないというか、12月までにはやはり決めていくべきというの、そこまで22がよければ、なぜ22がいいという、さっき言ったように、いろいろなものを含めるとやはり22なのですよ、私たち議員からしたらばと言えるようなものをみんなで話し合っ、て、そういうことを確認すればいいのではないですか。そのための議長の提案でしょう、今回。ではないのですか。

委員長 永澤委員。

永澤委員 それは、現状の数字であればそのままそうですねという話になってくると思うのですけれども……

〔(ならないかもしれないでしょう) という人あり〕

永澤委員 いや、そうではなくて、例えばでは、今山本委員がおっしゃったような15、16という話はもう、もっと議会運営そのものを変えていかないとできない数字ですよ。そうすると、初めから却下になってしまうのです、その時点で。今回の6月、要するにああ、それは理想だ

けれども、無理ですね、では終わりですねでいいのかという話を今しているのですね。要するに、定数と議会運営というものとかを考えていったときに、今すぐはできないけれども、将来的に考えていかなくていい問題で、もう12月で、では定数の話は終わりとしてしまっていていいのかという話を今ちょっと提案をさせていただいているのですけれども……

〔(それは……ああ、ごめんなさい) という人あり〕

委員長 ちょっと待ってください。

はい、でいいですか。

永澤委員 という話。

委員長 終わりましたか。

では、宮岡委員さん。

宮岡幸江委員 それは、定数の問題というのは、ここで今回決めたからって、これから全く先議会がある以上、定数の問題は出てこないかといったら、そうではないと思うのです。いつだって変えられることなのだから、条例でもし決めたとしても何にしてもね。とりあえずここではやはり決めておくべきだし、市民に私たち議会として、入間市議会として何人が必要ですということを言うことはあるのではないですか。市民にアンケート、アンケートと言うけれども、自分らの考えをまとめておきもしないで、アンケート、アンケートではないだろうと、私は思っているのだけれども、そのためにも自分たち今議員やりながら、委員会とかいろいろなことをやりながら、入間としての人数を、だからそれを決めたとって行く行く、私もそう思いますよ、この市民1万人に1人ぐらいでいいのかもしれない。でも、それはまた次のときに決めればいいことで、この間に決まってしまうかもしれないけれども、みんなで話しているうちにそうになってしまうかもしれない、それわかりませんけれども、もしそこまでお話が通じない、時間的にも余裕がとれないのであるのならば、やはり今適正な、できる範囲の議論を尽くした中で人数というのは決め、それだからって、永劫ずっとこの22でいかなければいけないというのはどこにもないわけで、それは条例なり決めたとしても変えられるわけではないですか。

委員長 永澤委員さん。

永澤委員 ごめんなさい。変えられないというのではなくて、ちょっと私が議論に参加する中で、結論がどこなのかということがはっきりしないと、意見が言えないなというのがあったのですね。要するに、結論を12月に持ってくるのか、要するにそこを共有しておかないと、将来的にはこうですという話と、2つあるのかなというふうに思ったのですね。

今山本委員のお話を伺っても、実際問題、言っていることもわからなくはないけれども、では12月に結論を出す数字なのかなとなってくると、ちょっと首をかしげるところもあるので、ここで論ずる結論の部分を決めていただきたいというのと、将来的な議会改革としての

議論というのはまた別にあるのかなというのがあったので、そこを言いたかったのですけれども。

委員長 宮岡委員さん。

宮岡幸江委員 わかりました。

それは、ほかの今までの案件でも山本委員が出しているのは、将来的にはこうあるべきみたいな、とても議会改革では当然そっちに行ったほうが良いような提案されているいろいろ出してきているではないですか。でも、今は、今の入間市議会ではできない。でもここまではやろうよということで、結論は出してきたと思うのですね。だから、そういう意味で私はほかのものとこの議員定数というのは、そんなに論点というか、これからみんなで議論していくには同じようにやっていけばいいのではないのかなというふうに私は思ったのですけれども。

委員長 吉澤委員。

吉澤委員 一応、何回も前回から確認されている話なのですけれども、議長からは12月までの結論で、改選を前に結論を出してほしいということですよ。もちろん今後議会改革が進んで、また議員の定数についてはいつの時代もというか、先々やはり話題になってくるとは思うのですけれども、とりあえずそういう先の話は逆に今ここで議論しても議論できない話なのです。しかも、その定数というのはすごい将来にわたって大事な問題なので、ある意味では改選後の議員さんがまた話し合われることでもあるので、もう繰り返すようでもありますが、今回の話においてはもう12月までに出す結論、次の改選に合わせたものということで限定しないと、話が一致しないと思います。

委員長 山本委員さん。

山本委員 さはさりながら、要するに議論の進め方として、まず22、現状維持というお話が2つの会派から出ていますよね。ということ、それでいくとまず考えなければいけないのは、なんで22最低要るのですかと、22でなければならぬ理由は何と何ですかというのを、まずそこを検証しないといけない。そこで最低22やはり要るよねという話になったら、そういう話になりますよね。やはりこれ、ふやせという話もありました。減らせという話もある。22ではちょっとまずいねという話になったら、初めてそこからではどっちへ振るのかという、ふやすか減らすかどっちへ振るのかという話になって、ふやすほうがそんなに議会運営上そんなに大きな問題点ではないと思いますけれども、減らすほうへ振ったときには確かに議会の作法を変えないといけない部分も出てくるし、議員さんの公務へのかかわり方というのも恐らく変わってくるでしょう。変わることを期待して私言っているわけだから、当然その部分に彫り込んで話をしていくことになりますよね。そのベクトルまでは、この時点で決めておかないと、とりあえず次は22ですよ、先はわかりませんという話になると、ずっとこの話、ま

た会期末、任期末になるごとにずっと出てくる話になってしまうわけですよ。考え方として、整理をしておかないと、よろしくないと思います。

やはり、目指す方向は減らすほうなのですか、それともふやすほうなのですか、あるいは最低22人いて、できればこの人数を維持したいですねという話になるのかというベクトルを決めた上で、いつ動かすかというのは、これもうタイムレンジの話になってくるから、そうしたら次の次からですねとか、これこれの条件が整ったら動かしましょうというタイムスケジュールの組み方になってきますからね。そういった部分で、とりあえず来年の話だけという部分でやってしまうと、この問題ずっとついて回る話になってしまうので、コンセプトがないということだから、やはりコンセプトとして目指す方向がこっち、ただ今回はこれこれの条件が整わないからこのままですみたいな、その先々、例えば次の次、5年後の4年半たった時点でのこっち振りますよというような形できちっと示していく必要があるのだと私は思います。

その部分まで詰めないで、多分市民と話ができない。22人、いや内々としては22人要るのですよという話したって、現状において市民の皆さん、この中の事情なんてほとんどご存知ないわけだから、それこそイメージだけでやる話を4年先まで送ってしまうと、また同じ話になってしまうということだから、せつかくここで方向性としてふやす、そのまま、減らすで、3つ出てきたわけだから、ベクトルはこの議論の中である程度方向性は考えておいたほうが、後々よろしいかと思えます、市民と話するにしてもね。そういう部分あるので、土台の議論をきっちりして、では差し当たって次どうしましょうという、そうしたら方向性として、では次の次からですねみたいなところまで持っていくほうがよろしいかというふうに思えます。その土台が欠けると、また陳情書1枚でまたぐらつく話になってしまうので、その部分の土台の議論は避けてはいけないと思います。

委員長 吉澤委員。

吉澤委員 とりあえず、今回12月までの結論を出すとして、もちろんその数字の根拠は22なら22を根拠を明らかにしないと、市民の皆さん納得されないと思うのですけれども、ただ今後の方向性のベクトルを決めるというのは、それこそ永澤委員がおっしゃったように、本当に時間がかかることなのですよ。私たちは、改選する前までに結論は私は出せないと思うのです、本当に丁寧にやろうとしたら。しかも、改選される前にもしそういう方向性を出してしまったら、今度改選されて、新たな議員さんが誕生して、その議員さんの意見もやはり反映されて、今度議会改革なり、定数についても改めて考えなければならないので、その方向性については私は今回は難しいかなと。議長が出されたその12月までにある程度その数字、今ある現在の状況に応じた入間市議会にとってどの定数がいいかという結論をまずは私は優先して考えるべきではないかと思えます。

委員長 局長、どうぞ。

議会事務局長 ただいまの議論を聞いていまして、そもそもその議会改革をなぜ始めたかというところなのですけれども、私の認識としましては、25年度以降の入間市の議会の形をつくっていくという話だと思うのですね。ですから、一般質問はこうしよう、では費用弁償はこうしようとか、それは実際できるものはやっていきたいと思います。つまり、実際できる、実行できる話を議論するのだと思うのですね。もちろん、議会としての理想を掲げるというのは必要だし、そういう議論は当然やっていくべきものだと思います。ですけれども、この議会改革の委員会というのは、そういう実行できる、実質的に改革していくというものをここで話し合っていて、改革していきましょうよという話だったのかなというふうに思います。

ですから、議長のほうも定数ということは将来のことも当然議論は必要でしょうけれども、議会改革の中ではもうことしいっぱい結論を出して、25年度の定数を考えてくださいよということだと思います。

以上のことをちょっと感じました。

委員長 いろいろ議論が出ているのですが、では2人、どうぞ。

〔(じゃ、いいですか) と言う人あり〕

委員長 いえいえ、2人の方はちょっとご意見をお願いしたいと思います。

永澤委員さん。

永澤委員 済みません。ですので、要するに22がいいという、22がどうなのかということここでまづきちっと検証していくところから議論しないと、主張だけで多いの少ないのというのではいけないということがあると思うのですね。今までも何となく最後にうやむやと減ってしまったというのがあるので、そこをきちっと議論しましょうという投げかけだと思うのですね。

それで、そのときに結論がやはり今局長もおっしゃったように、12月までということなので、その整理からきちっとしていただいて、それでちょっと私たちも18という話をぼんこの前投げかけたのですけれども、ではそれを実行するにはとても今年度中には無理だなという話が委員会そのものの編成とかを変えなければいけない話なので、もう一度皆さんが22がどうして適切なのかというのを、たしか今回お持ちいただくというので集まったわけですから、その22がいいというところは、今までがこうだったからとかで漠然としたものではなくて、やはり9圏域に分かれているこの地域の中で幾つなのかとか、委員会の中の運営上幾つなのかというところの議論をやはりここできちっとして、何が、どの数字が一番適切なのかという結論を出していくような方向性を持っていくべきだと思うのですね。でないとい、やはりまた漠然としてしまうのかなと思うので、ぜひともそういう議論でちょっとお願いしたいと思います。

委員長 わかりました。

いろいろ皆さんの自分の思っていること、大体皆さん出てきたと思うのですよね。今、局長が言われたように、実際この委員会では来年選挙あるわけですから、来年以降の議会をどういうふうにしていくかということの現実的な問題について考えるわけですから、いろいろな考え方が、山本委員の言うようにベクトルというか、人数をふやすベクトルがあれば、現行のベクトルとあと減らすベクトルと、3方向あるわけで、委員の皆さんの中で大体22名というふうな方法を選ぶとすれば、その根拠はどのようなふうなことなのかということをお話し合いながら、その根拠について市民の方に聞かれてもこういうふうな根拠があるので22名が適切ですよというふうな、議員の中の自分、自分の考え方としてしっかり持てるような、例えば山本委員なら18なら18のその根拠はどうかというふうなことをある程度、もしあれでしたらきょうの議論を見ながら箇条書きにでもしながら、その根拠についてそれぞれの方向性、来年以降とっていく方向性について、22名がいいという人は、その22名がいいという根拠、議員としてどういうふうにして選ばれてくるのだとか、何を根拠に選ばれるのだとか、あと議員は何をやっているのだというふうな、そういうふうなもろもろからいろいろ、その根拠がいろいろ出てくるのかもしれないし、最初言われたように、他市がどうだから入間市がどうだというふうなことも1つ言えるのですけれども、そのほかに入間市としての適正人数の議員の数、それを皆さんの話の中でできたらまとめていきたいと。それで、今22名の委員会とか、そういうものがあるので、それがちゃんと運営できるためにはやはり22名が必要なのだというふうな、一つの根拠もあるかもしれない。そういうのを一つ一つ積み上げながら、来年の議会にはどういうふうな方向がいいのか、そういうふうなものを話し合っていく場にしていきたいと思うのですが、その方向についてどうでしょう、皆さんのご意見。

山本委員さん。

山本委員 大体それでよろしいですけども、ただ私が一番心配するのは、やはり物事決めるに当たってやはり魂って細部に宿るので、全体、先の見通しがいいまま当座の決定を繰り返すというのは、あとで仕上がりがぐちゃぐちゃになってしまう可能性があるので、やはり先の見通しというのをきちっと意識しながら物事を決めて、張りつけていかないと、後で直すのすごく大変になってくるので、こんな発散してしまった状態で場当たりに決めてしまうとぐあいが悪いから、やはり将来的な方向性みたいなものについて、半年しか時間がないということだから、各論併記になるかもしれないですけども、こういう方向の意見があって、こういう方向の意見があって、当座はこのままでいいけれども、次の任期の議員さん交えたときには、これどっちか決めなければいけませんねという決め方もあるかもしれないわけでしょう。

いずれにせよ、進む方向というのをある程度見通し立てながら個別のメニューをきちっと判断していかないと、これはこっち向きに張って、これはあっち向きに張ってみたい話になってしまうと、後で眺めたときにぐちゃぐちゃになってしまうので、そこはやはりちよっ

と意識をしながら、グランドデザインというのですかね、青写真がある程度共有できるような中で張りつけていかないと、よろしくないかなと。特に定数とか議会の器の話だから、その部分での議論をしくじってしまうと、後々大変なことになるだろうという意識がありまして、当然これ市民という部分で相手がありますから、その部分を織り込みながら慎重に、慎重に、でもある程度スケジュール感持って議論ができるような形でちょっと取り仕切りお願いできたらなというふうに思っております。

委員長　　今、皆さんの意見を聞きながらだと、1点だけ2名、共産党さんもそうかな、2名ふやしたほうがいいというふうな……

〔何事か言う人あり〕

委員長　　ありきではない、ありきではない。だから、そういうふうな議論の流れをちょっと自分で整理しながら話したいと思うのですけれども、今までのような審議会のような議会をつくっておくというふうな意見はこの中では出てきていないので、現状的には22名か減らす方向の意見が出ているという内容ですよ、そうですね。その中で、ではその根拠についてを具体的に1点1点洗い上げていきながら、市民の皆さんの意見も皆さんの中で、自分たちで聞けるというか、話し合える人があれば、その辺のところも加味しながら、次のこの議員の定数についての話をしていきたいと思うのですが、言っている意味わかりますでしょうか。その根拠、根拠というのがだから、例えば委員会というのもありましたし、それを箇条書きでもいいですから、一つ一つ拾っていく、その辺のところはどうなのでしょう。

はい、どうぞ。

宮岡幸江委員　　今、一番最初のときに、委員長から定数について、各会派からお話しあったではないですか。別にそのときになぜ22というか、この話が出たの中で、ほかが22だから22がいいというのは1つもなかったですよ。それで、ある程度人口とか広さとか、そういうものから22がいいというふうな意見でうちのほうは話しましたよというのがあったわけではないですか。共産党さんにしても保守系にしてもね。それ以上の今度これを、お話を進めるこれ、根拠を、もうちょっと突っ込んだ根拠というのはどういうふうな形で出せばいいのというのは多分あると思うのです。人口と広さがあって、だから具体的にあるのだろうけれども、それがちょっと思い浮かばないというか、その数字的にも共産党さんもよく出してきたのではないのかなというふうなのがあったのだけれども。

委員長　　安道委員さん。

安道委員　　ですから、今おっしゃるとおりですよ。これだけの全国的な目から見ても、やはり最低限これぐらいは必要でしょうというふうなことで、現状あるのだと思うのですよ、どこの自治体も。ですから、入間もこれ以上は削るとするのはやはり難しいのではないですかというふうな、一つの目安になるというふうなことで提示しているわけですがけれども、あと先ほど

も話したとおり、委員会、やはり委員会の話がありましたけれども、やはり市民の生活にかかわるようなことを決定する、私たちはその代表として審議するわけですがけれども、やはり今の委員会の人数で、もうこれ以上削って委員会を審議するということは本当に市民に責任を持ってきちんとチェックできるのだろうかというふうな人数だと思しますので、やはり今の委員会の人数でいけば、これは確保していかないと厳しいというふうに、うちの会派ではそういうふうな認識です。だから、委員会を構成する上でもこの22、これ以上は削るのは厳しいのではないかと、それも一つの根拠になると思っておりますけれども。

委員長　　そういう……山本委員さん、次。

山本委員　一つの見方として、そういう物の見方があるのは承知をしていますし、それを否定するつもりは全くないです。そういう比較の仕方が一つの方法としてはあります。

ただ市民のサイドから見たときに、では議員さんて何する人なのか、議員さんはどういうふうに立ち居振る舞ってくださることを期待しているのかという部分のアプローチからも考えていかないと、要するに我々の立ち居振る舞いの部分を一切考慮しないで、面積要件だとか人口要件だとか、常任委員会とか、内々の話ですよ。常任委員会だって、法律上置けるのであって、置かなければいけないわけではありませんから、全部本会議でやるという方法だってあるわけですからね。どっちもとれるようになっているわけだから、そういった部分から考えても、私はむしろ議員の公務という、議員が本来業務として本来の任務として持たなければならない公務の範囲というのはどういうところまでの範囲になるのでしょうか。それを担っていくために議員さんのライフスタイルってどういうふうになっていくのでしょうかねという部分、議員としてのあり方、そしてその集合体である議会の仕事の仕方という部分から最低何人要るのでしょうかね、何人いないと会議体としての議会がもたないのでしょうかねという部分のアプローチからも持っていけないと、市民の人からは納得は得られないと思えますよ、今の議会に対する評価が辛らつであるという現状から立つとね。

我々の内々で同僚議員の姿を見ていけば、それは同僚議員なりにそれぞれのアプローチで一生懸命仕事されているという部分、内々はわかるけれども、外の市民から見たときに、そういうふうに認識、共有されていないから、このギャップでこの問題になっているのだから、その部分というのはきちっと、両方のアプローチから整理していかないと、恐らく最低何人という部分は私答え出てこないと思う。

人口要件とか面積要件というのも、もう法律上外れたわけだから、そこは論拠としては私は弱いと思えますよ。34人まで置けたのだけれども、今もう幾人にしたっていいわけですから、うちの議会の運営の方法としてのコンセプトはこうだから、最低このぐらいの人数がいないと、このコンセプトではやれないという部分が出てこない、議論としては成立しない話なのだろうと私は思いますよ。ただそれが冬までに結論出せるのかどうかというのはまだ

違う話だけれども、いずれにせよ議会の形を自由にしているという前提の中で定数要件、最低上限、定数上限が外れたわけだから、これ別に10人でつくったって構わないわけですから、それでできるかどうかという話になってくるわけですからね。

それでいくと、ではうちの議会の運営、議員の仕事のあり方として考えたときに、こういうカテゴ……こういうカスタマイズされた部分でやろうとすると、このぐらいの人数いなかったら漏れが出ますよねとか、無理がありますねという部分の組み立てが片一方でないと、確かにお隣町がどうという言い方しなかったけれども、では人口がこのぐらいで、面積このぐらいだから、ではそれと同じぐらいの自治体さん全国で幾つかあって、それ並べてみたら大体こんなものだからというのは、市民には僕は通じない話だろうなという心配をします。それが通じたのは、法律で34人まで置けますよという部分で、上限という形で目安が示されていたからの話であって、それがなくなったのですから、一つの参考材料にはなるけれども、それを前面に出して議論をするというのは、私は危険だと思いますよ、多分。

皆さんの主張されているような方向に議論が進まない可能性があるから、その部分は置きながら、本質的なアプローチの部分も考えていかないと、これはもう報酬にもリンクしてくる話なので、将来的なね、報酬のあり方にもリンクしてくる話だから、その部分がせつかくこういう形でいろいろな形の案が出てきて、ここでもむことになったのですから、その部分については少なくとも論点整理ぐらいのところまではやっていく。最終的にそのベクトル決めるのが次の任期の議員になるかどうかというのは、進みぐあいでは決まる話だと思いますけれども、いずれにしてもせつかく論点として上がってきていて、こちらからもご提起させていただいている部分なので、整理はしていったほうがいいと思います、いずれにしても。その部分、ちょっと織り込んでいただけるといいなというふうに思っていますけれども。

委員長 保守系さんのほうで22がいいという根拠を言っていましたよね。

はい、お願いします。

横田委員 この根拠というか、先ほど永澤委員のほうから合併協議会のときに36という数字というのがあったと思うのですが、それはもう本当隣、川越とか所沢ですか、を見てということで、それはだからちょっとおかしいのかなと、やはり思うのですね。市が、隣がそうだからこうだというのは、ちょっとおかしいと思います。要は、自治体の成熟度に比例してくるのかなと思うのですね。さいたま、川口、川越、所沢にしても、1カ所の場所で、都会と田舎と言ったらいいのですか、結構栄えていますよね、栄えているというか、インフラ整備から何からそういうのがよくできていると思うのですよ。そういうところというのは、やはり市民の方からの要望というよりも、市政に対するチェックの部分結構やはり成熟している自治体だと、かなというふうに思うのです。そうなってくると、議員の仕事というのも要望をたくさん聞き出すというよりも、市政に対していろいろチェックするのでいろいろなこと

を調べたりとかとすることが重要な仕事になってくると思うのですね。逆に、それが田舎というか、まだ整備がされていないところ、人数が少ないところ、人口が。そういうところというのは、やはり市民からのいろいろな要望がどんどん、どんどん出てくると思うのです。

そういうのを聞くためには、議員1人に対して、この議員1人当たりの人口というところなのですけれども、それは少ない、1人に対してちょっとの人しか見られないので、都会というか、進んでいるところになればその反対というようなことを考えて、やはり入間市あたりだとまだまだ、町なかはちょっと違うのかもしれないですけれども、入間市の中でもね。周りを、全部を考えるとこの人数、6,779人というのは、やはり限界なのかな。もちろん先ほどもお話ししましたけれども、地域代表とか、そういうのではなくて、1人が入間市全部を見なくてはいけないわけなので、全部を見るというのをもちろん前提に考えて6,000、7,000ぐらいというのが1人で見るのは限界なのではないかな。そういう要望がある程度インフラにしろ何にしろ、いろいろ全部できてからハード面もそうでしょうし、できてきてからやはりもっと中にずっといて、庁舎の中において市政をよくチェックするというか、まだ市民の方と接する機会が減ってもいいというわけではないのですけれども、サラリーマン的にずっと勤めるといって、庁舎にこもってある程度いられるような状況になるのかなというふうに思うところがあるので、そんなところからこの人数は22というのがやはり適正もしくは限界かなというふうに思いますけれども。

委員長 山本委員さん。

山本委員 議員が全部やろうとしたらそうでしょうねというのはあると思います。だから、そういう考え方、現状からスタートすると、そういうロジックが立つのは私も十分理解するのです。ただ要するに、これが議員の担うべき公務の範囲というのをどういうふうに設定するかという話に最後なるのですよ。もううちと同じぐらいの規模や環境の自治体なんかでも、もう地域、自治区だとか、住民協議会だとか、地域の要望等も独自で解決する別のルートをつくっているというところも存在しますので、法律上もそれできるようになっていますからね。そういった部分、切り分けるということも含めて検討をしていけば、定数という部分をもっとフレキシブルに議論できるのではないのでしょうかねという投げかけはできるかなというふうに思うのです。それは、本当に議会のあり方、あるいは議員の仕事の仕方を変えるという話になるから、早々簡単に答が出ない話であろうとは思いますが、将来的な方向性としてそういうことも織り込んで議論をしていかないといけないのかなという気がします。

要するに、議場の中でする仕事の範囲、当然それに付随して議場の外で活動するというのも議員として求められるのは十分理解をしているし、自分もそうしていますから、その部分のあり方がこのままでいいという、このままがいいという話であれば、そういうことになるかもしれないし、そこの部分を土台から動かしていくことを考えるべきだという話になれば、

おのずとその部分は話が違ってくるので、そういった部分も含めて議論をしていかないと、恐らく最低限必要な人間の数というのは決まっていかないうことだと思っております。その辺のあたりをもう所要のものとして変えないという話になれば、おのずとその焦点はすごく狭くなるのでしょうけれども、うちのまちの自治、住民自治であったり、あるいは団体自治のあり方という部分のグランドデザインまで含めて、本当は議論していけるといいですねというのと思うところですね、やはり。そういう部分も織り込んで議会を今後、うちの議会をどういうふうに変えていくのという部分、そこの議論ができればおのずとほかの細かい項目にしても、おのずとコンセプト決まってきますから、ここの部分の議論は時間の許す限りやったほうがいいだろうなというふうに思っています。

委員長 小島委員。

小島委員 確かに山本委員の言うことはよくわかるのですがけれども、もうこういう言い方しては失礼ですがけれども、22人という今状態を検証すると言いながら、もう減らすということが前提、先に行ってしまうと思うのです。減らすのはわかるのです。だけれども、その検証の中でも実際に、今この22人でどうなのだいという話も置いて、そのために議長のほうも12月までにあるところを出してくれと。減らすありきではなくて、ではこの22人で何ができるかということをもう一度、そこから話して、減らすということは置いておいて、その22人で何ができるか。

変な話、こんなことを言っちはちょっと議題からそれるかもしれませんがけれども、今回の市報なんかでも、この間も山本委員と一緒に総会出してもらったときに、私も行ったのですがけれども、道路に穴があいていますと。それに対して言ってくださいと言っているのに、今実際に皆さん歩いてみているかどうかわからないのですが、入間市のバス停の目の前に穴があいているのはもう2週間も直っていないのです。これは、だれがやるのか。

それで、おれたちも、それを言わなくてはいけないというのがあるけれども、その目がやはり見たところで、市民の方々にもやはりそういう意識がこのまちというのはどうなのかなという部分もありますので、これから先のことは置いておいても、この22人でいいのかどうかという、もう一回検証を、先ほどから皆さんおっしゃっているように、ここだけの部分でまず時間を決めて、話し合っ、そのほかに次の段階で減らすなりどうするというに持っていったらどうでしょうか。何か平行線たどってしまって、山本委員はもう減らすこと、私たちと共産党さんは維持、それで公明党さんはじっくり話し合っ、もう一回見ると。だったらもう一回見ましょうよというところからやってほしい部分がありますので、その辺を少し、慌てないで、もうここまで来たらゆっくり、先に向けてちょっと我慢をしてもらって、おれたちも我慢していることいっぱいありますけれども、山本委員にも我慢をもらって、もう一回同じ土台に乗って、話し合っ、基礎から話し合っ、ほしい、そう思います。済み

ません。

委員長 山本委員。

山本委員 おっしゃることよくわかります。結局22人で何ができていて、何ができていないのかという話になるのです。もう私としては、なかなか法律上、またあるいは基本的に議会の責務として認められている部分の中で、どこまで仕事できているのかねという部分では極めて懐疑的に見ているところがあるので、そういう話でもう先へ行ってしまっているというご指摘ありましたけれども、できていないことが非常に多いねという印象は持っているのです。ただ、おっしゃるとおりで、その部分きちっと一個一個つき合わせて検証する必要があるのでしょうか。だから、そういう部分の調査なり議論の時間というのは全くやぶさかではないので、そういう方向、それを土台にして次へ進んで行けたらということですね。

委員長 今、そういうふうな方向性も出てきました。議員の仕事、どんなことをやっているのだというふうなことで、その辺から入っていきますかね、どうですかね。現状の数字がいいかどうかというのもありますけれども、議員として今、自分が実際やっていることですから、そんな難しくない内容だと思うのですけれども、議員がどんなことをやっているのだと、現在の議員は。そういうふうなのをちょっと洗い出してみますかね。その後、自分がなぜ選ばれて議会に出ているかという自分の思いも多分あると思うのですよね。

例えばいろいろなことがあると思いますね。生活面で言われているのか、仕事面で言われているのか、あと地域のほうから言われているのか、いろいろな内容がそれぞれ党などがある人は党のほうのいろいろな考えもあるだろうし、そのいろいろな人の考えを市政につなげるパイプ役としてあるわけだから、その辺のところのちょっと仕事の検証から始めていくのも1つかなと、今ちょっと、なぜ自分が選ばれているのだというところから入るのも1つかなという気もして、その後だからそういうふうな人の中で、ではこの定数というものを考えたときに、今入間市政でそれが足りているのかどうなのか、足りないようだったらもっとふやすようだし、足りているのだったら現状でいいかしれないし、ちょっと余分めがあれば減らしても構わないとか、財政面で言われれば、ではそのぐらい減らしても構わないのかなとか、いろいろな考え方が出てくると思うのですが、その辺のちょっと根拠というのが、だからなかなか難しい、その定数の根拠というのは、簡単なようで難しくて、その辺のところをもう一度おさらいをしていただくところからちょっと始めていきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

では、その辺のところでもた皆さんで考えてきていただいて、次回のテーマにしていきたい。それにあわせて報酬についても、その仕事が出てくれば、その仕事に対してこの報酬がいいのかどうなのかということも考え方も出てくるでしょうし、その辺のところから、時間も大体きょうは来たようで、皆さんのそれぞれの思っている定数についての考え方も出たと

思うのですが、局長、何かあればお願いしたいと。

議会事務局長 今の議長の関係で、任期と立候補の関係について、議題として取り上げるのがどうかというの、ちょっと各派でご協議いただいたと思うので、それだけでもちょっとお聞かせ願いたいのですけれども。

委員長 ああ、ごめんなさい。

1番、2番については、もう決まっていることなので、進めるということで。

あと、3番、4番の議長の任期と立候補制について、これについて各会派でいろいろ持ち帰っていただいていたので、それについてお願いしたいと思います。

保守系クラブさん。

小島委員 議長の任期につきましては、従来1期1年ということでした。ただし、私もこれよくわからないのですけれども、議長が辞表を出さない限り何年でもできると。中には4年間やっているところもあるというお話も聞きました。ただ、それがいいのか悪いのかということについては、私のほうも皆さんの意見の中でも割れるところでしたが、やはり上限として2年ということが任期を決めれば、それを上限とすれば連続でもよいのではないかと。というのは、やはり定数も減ってきましたし、何期やったらどうのこうのという問題もありますけれども、だんだんそれも変わってくると思いますので、上限は2回と、2期連続ということで。

議長の立候補制については、この辺も時代の流れからいけば立候補という形もあっていいのではないかと。ただし、今実情的に考えてもやはり立候補というか、いろいろ話し合いの中で決まっていくところもある程度の立候補の中の一つではないかという、選挙をしないまでもやはり今の現状のままでよろしいのではないかというようなことでもございました。

委員長 名前ぐらいは発表するという感じ……。

小島委員 そうですね。名前ぐらいは発表して、こういうふうになりましたと。

委員長 次に、公明党さん、お願いします。

永澤委員 これ、たしか議会改革で取り上げるか否かというところ……

委員長 そうです、はい。

永澤委員 だったと思うのです。それは論じたのでしたっけ。

委員長 はい、取り上げる方向でということで、今保守系クラブさんでは、そういう発表になったと思います。

永澤委員 うちのほうとしても、そうですね。いきなり改選後に議長の任期についてという話をして、その方たちもなかなかいきなりでは厳しいでしょうから、任期については今回議長が継続という形になったので、一つのこれはメッセージかなというふうにとらえております。ですので、4年ではなく、2年で、1年交代というのはやめようという方向でいくのかなというふうを考えております。私たちのほうも以前から委員会等の任期とあわせて議長も2年と

いう方向でお願いしたいという意見は出ておりましたので、任期については2年が適切かと思っております。

それで、その上で、やはり任期が来たときに立候補という形できちとした形で、次の方がどういう議会を目指されてということがわかるのは非常にいいことなのかなと思います。おりなくて何となくだれに投票するのも何となく、何となくというのは余りいい方向ではないのかなとは思っておりますので、2年になるのであれば、そのときに1度きちとした立候補制というのは大事なことなのかなという意見でした。

委員長　それで、この委員会で取り上げていくということで。

永澤委員　そうですね。ですから、先ほど言ったように、やはり改選後にいきなりと言ってもまた流れてしまうでしょうから、ある程度は決めておいたほうがいいのではないかと……。

委員長　共産党さん。

安道委員　うちのほうでも、基本的には取り上げるというふうなことで、任期については今ありましたけれども、やはり2年にしていったほうがいいでしょうと。そして、であるならば、議長の立候補制についてもよりわかりやすくというふうなことで取り組んでいくというふうなことでやってはどうでしょうということでした。

委員長　わかりました。

では、やはり取り上げていくという。

山本委員さん。

山本委員　うちも大体同じでして、取り上げた上で、うちの会派としてはもう意向が固まっています、任期2年、再任を妨げないという形にして、所信表明に対する質疑をきちと実施するという方向で進んではいかがかということで、会派内で意見が一致を見たところです。そういう方向で議論ができればと思います。

委員長　わかりました。

それでは、各会派とも取り上げるという方向で進んでいくということなので、具体的な内容についてはまた次回進めていきたいと思っております。いいですか、局長。

では、まだ聞いて、アンケートとかいろいろあるのですが、とりあえずきょうはこの辺で終了させていただきたいと思っております。

それでは、次回は……

〔何事か言う人あり〕

委員長　はい、どうぞ。

山本委員　議長のほうからご喚問があつて、取り組んでいる分もありますので、ちょっとうちから投げかけをさせていただきたいのですけれども、通年議会テーマとして取り上げるかどうか、各派でちょっともんでいただけないでしょうか。会期を通年にするということですね。うち

で行くと、議員の任期末が3月29日ですから、4月1日に始まって、翌年3月29日までみたいな形の会期の組み方にして、その中で自由に会議を入れていくという形を入れているところがふえてきましたし、自治法の改正でやりやすくなりましたので、そろそろちょっとそっちのほうもあわせて考えてはいかがかなということです。

これは、簡単に理由を申し上げると、1つは災害対策でして、大災害が発生した際に、臨時会の招集手続をとるとというのが非常に難しいというケースもありますから、会期が続いていればいつでも会議は開けますから、議会としての災害対応が早くなる。これも東北なんかでもご苦労されたところだということが1つ。

それとあと、常任委員会の閉会中審査の部分ですね、会期が続いていれば、議決を要しませんので、いつでも委員会開けるわけですから、ちょうど改選後から協議会の部分についても見直しをしていくようになるのだらうと思いますから、現行のね。月例の協議会のほうも、そういった部分でいくと、会期が続いているほうがフレキシブルにやれるだらうということでもありますので、これを条例改正が必要になりますので、定例会の回数に関する条例を変えないといけませんから、その部分手続的にも必要になってくるので、ちょっと各派で、当然メリットとデメリットという部分もあるかもしれませんが、ちょっともんでいただいて、ご同意がいただけるのであれば、ちょっと議題として取り上げていただければというふうに思いますので、その辺ちょっと委員長のほうでお取り計らいいただければと思います。

委員長　　今、そういう提案があったのですが、とりあえずちょっと正副のほうで検討させていただいて、まだ会派におろすまでにはちょっと待っていただいて、進めていきたいと思います。新たな提案がどんどんふえてくると、また進め方でいろいろ支障が出てくるといけないので、その辺の、正副のほうでちょっと検討させていただきたいと思います。

よろしいでしょうか。ほかに。

#### △ 閉会の宣告（午前11時51分）

委員長　　なければ、一応以上で終了させていただきます。

本日はどうもご苦労さまでした。

#### △ 署名

以上審査の次第は、正確なることを証するため、ここに署名する。

議会改革特別委員会委員長 駒 井 勲